

野洲市こどもの家（学童保育所）の次期指定管理者について

現在、野洲市こどもの家（以下「こどもの家」といいます。）は、指定管理者である社会福祉法人野洲市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）が運営しており、その指定期間は平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間となっています。

このことから、令和 4 年度以降の指定管理について、野洲市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき次期指定管理者を選定しますが、非公募により社協を次期指定管理者として選定し、事務手続きを進めています。

1. 野洲市こどもの家（学童保育所）次期指定管理の概要

- | | | |
|-----------------|--|------|
| (1) 次期指定管理期間 | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 | 5 年間 |
| (2) 次期指定管理施設 | 野洲第一～第七こどもの家
三上第一～第二こどもの家
北野第一～第四こどもの家
祇王第一～第六こどもの家
篠原第一～第二こどもの家
中主第一～第四こどもの家
合計 25 箇所 | |
| (3) 次期指定管理者（予定） | 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 | |

2. 非公募により選定した理由

①これまでの経緯と実績

業務委託・指定管理により継続した管理運営を行っており、また年々増加する利用児童の受け入れや、平成 30 年度から実施している土曜保育により多様化する利用ニーズに応えた運営を行っています。こうしたなか、これまで市内の福祉施策の一翼を担っている社会的責任、公共性、安定性及び信頼性を有していることから、社協が今日まで指定管理者として指定を受諾された経緯があります。

②支援を必要とする児童への適切な保育

こどもの家では 100 名を超える特別支援児が在籍していますが、野洲市こどもの家特別支援児指導員配置検討委員会において、個別の状況を踏まえた配置検討を行い、適切な職員配置を行っています。また、新 1 年生が入所する際には幼稚園や保育園（所）等と、1 年生以外でも新規入所の際には小学校等と連携を図り、該当する利用児童の情報を収集し、質の高い保育を提供しています。

食物アレルギーがある利用児童へはマニュアルを制定したうえで対応し、その対応を全体で情報共有するため、所長会議で確認されています。またこどもの家を一括管理していることから、新型コロナウイルス感染症への対応や情報共有等の迅速な対応が図られています。

（裏面に続きます。）

③保護者のニーズ

こどもの家の管理運営については、保護者会からの強い要望により、旧町合併後から社協に業務を委託し、その後、指定管理者の指定となっています。また、野洲市学童保育連絡協議会（保護会）と複数回の会議を行っており、保護者から公設民営（社協の運営）を強く希望された経緯があります。

④社協の公共性・安定性・信頼性

社協は民間団体ではありますが、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に定められ、行政区分ごとに組織された団体であり、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開している団体です。

補助金の交付等により安定的な運営が確保され、物的能力及び人的能力を有し、現在も安定した運営がなされています。

長期間にわたり質の高い保育サービスの提供実績があることから、保護者からの信頼や安心感を得られています。

⑤野洲市地域福祉基本計画での位置付け

令和 3 年 3 月に策定された第 3 期野洲市地域福祉基本計画（計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）では、基本目標Ⅱの取組方針Ⅱ-ii「必要な福祉サービスを届ける仕組みづくり」において、そのアクションプランとして、社協は「子どもが健やかに成長できるよう、地域の子育て支援事業を推進します。」としており、実質的に学童保育所の運営が当該計画に位置づけられています。

3. 野洲市こどもの家（学童保育所）指定管理者指定までの流れ

